

## 令和8年度大分県立学校体育館空調液化石油ガス（L Pガス）供給単価契約書（案）

発注者 大分県 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と受注者 （以下「乙」という。）

とは、燃料等の売買について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 甲が、乙から継続的に購入する燃料等、単価、契約期間及び納入場所等は、別表のとおりとする。

（料金の算定期間並びに使用数量の計量及び検査）

第2条 液化石油ガス料金の算定期間は、毎月1日から月末までの期間とする。使用数量の計量は、計量器に記録された値の読みによるものとし、乙は、原則として月末に計量器に記録された値の読みと前月末に計量器に記録された値の読みの差引きにより算定した使用数量を料金請求時に、甲に通知しなければならない。

2 前項の他、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という）他、関係法令等に基づく、定期検査を行うものとする。

（代金の請求及び支払時期）

第3条 乙は、甲に対して、当該月に係る料金について、原則として、翌月15日までに請求しなければならない。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

（納入遅延に対する遅延利息）

第4条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに燃料等を納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入するまでの日数に応じ、契約金に対し、年2.5%の割合を乗じて計算した額とする。

（履行委託等の禁止）

第5条 乙は第三者に契約の履行を委託し、もしくは一括して請け負わせ、または、契約による権利を譲渡し、もしくは契約による義務を引き受けてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（法令の遵守）

第6条 乙は、液石法その他関係法令等を遵守し、その責任を負うものとする。

（保安管理）

第7条 乙は、別添の契約仕様書に基づき、県所有の供給及び付帯設備については、甲から無償にて貸与を受けるものとする。

なお、県所有の液化石油ガス設備で、法定の有効期限を有する機器について、乙は、機器の有効期限1年前に、甲に対して機器が有効期限到来する旨を通知するものとする。機器の交換経費等については、甲が負担する。

- 2 県所有の供給及び付帯設備に異常がある場合は、速やかに甲に報告を行うものとする。なお、修繕にかかる費用については、甲が負担する。

(契約の変更)

第8条 甲は、公益上必要があると認めるときは、乙と協議して契約を変更し、もしくはその履行を中止させることができるものとする。

- 2 この契約締結後において、市場価格の変動を考慮し、液化石油ガスの単価は、調達価格等の変動を考慮し、適宜、甲乙協議して見直す場合がある。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において解除により乙に、損害があっても、甲は、賠償の責めを負わない。

- (1) 納入期限までに物品の納入を終わる見込みのないとき。
- (2) 履行に関し不正の行為があると認めるとき。
- (3) 乙に誠意がなく完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めるとき。
- (4) 乙がこの契約の各条項に違反したとき。
- (5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は甲の損害賠償の請求を妨げない。

(協議)

第11条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、または、この契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 所 在 地 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
名 称 大 分 県  
代 表 者 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

乙 所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

(別 表)

1 購入単価

(1) 基本料金

学校名	単 位	金額 (税込み)
大分舞鶴高等学校	月額	(バルク 1 器あたり) 円
鶴崎工業高等学校	〃	(バルク 1 器あたり) 円
大分鶴崎高等学校	〃	(バルク 1 器あたり) 円
杵築高等学校	〃	円
中津支援学校	〃	円
中津東高等学校	〃	円
中津南高等学校	〃	円
日田高等学校	〃	(バルク 1 器あたり) 円
臼杵支援学校	〃	円
臼杵高等学校	〃	(バルク 1 器あたり) 円
佐伯鶴城高等学校	〃	(バルク 1 器あたり) 円

(2) 従量料金 (m<sup>3</sup>単価)

納 品 名	単 位	金額 (税込み)
液化石油ガス (い号ガス)	1 m <sup>3</sup>	円

(3) 設備料金

0円 (設備は、県所有のため)

2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 納入場所 大分舞鶴高等学校、他10校

4 契約保証金 年間予定金額の10/100以上

(大分県契約事務規則第5条第3項各号のいずれかに該当する場合、免除)